



島根県報

平成23年5月20日（金）

第2,291号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

土地改良区の役員の退任 (農 村 整 備 課) 3

土地改良区の役員の就任及び退任 (") 3

保安林の指定（2件） (森 林 整 備 課) 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件） (") 5

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟鳥獣捕獲禁止区域の (") 6

指定に係る公聴会の開催

都市計画事業変更の認可 (下 水 道 推 進 課) 6

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 課) 6

【公企規程】

東日本大震災に対処するための島根県企業局職員就業規程の特例に関する規程 (企 業 局 総 務 課) 7

【病院局規程】

東日本大震災に対処するための島根県病院局職員就業規程の特例に関する規程 8

【公安告示】

駐車監視員資格者講習の実施 (警 察 本 部) 8

警備員指導教育責任者講習の実施 (") 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第53号）

1 規則の概要

(1) 次の表の区分欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）

区 分	償還期間	据置期間
認定総合化事業を行うのに必要な資金	12年以内	5年以内

(2) (1)の資金を借り入れる場合においては、認定申請書に認定総合化事業計画の認定書の写しを添付することとした。（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第53号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

(6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な同法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

「7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法
様式第1号中 とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付す
ること。」

「7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法
とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付す
ること。」

に改める。

8 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 高村	訪問介護	サンガーデン輝らら 訪	浜田市港町口294番地32	平成23年 5 月18日
	介護予防訪問介護	問介護事業所		

島根県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

能海 広明 松江市野原町148

島根県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漕摩郡温泉津町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

川村 昇 大田市温泉津町福田口11番地
 落合 政顕 大田市温泉津町福田ハ23番地
 重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地
 木原 茂信 大田市温泉津町井田イ670番地
 今田 善寿 大田市温泉津町井田口189番地 2
 苅山 清士 大田市温泉津町太田734番地 3
 重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地 1
 森川 繁実 大田市温泉津町井田ハ47番地
 久保上正守 大田市温泉津町福田イ109番地
 原 和孝 大田市温泉津町福田イ 4 番地
 室田 一波 大田市温泉津町太田386番地
 笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲

監事

田才 茂信 大田市温泉津町荻村582番地
 二ツ城康夫 大田市温泉津町福田口23番地 1
 瀧尻 美之 大田市温泉津町井田イ451番地 2

2 就任年月日

平成23年 3月29日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

川村 昇 大田市温泉津町福田口11番地
落合 政顕 大田市温泉津町福田ハ23番地
重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地
木原 茂信 大田市温泉津町井田イ670番地
前原 繁一 大田市温泉津町井田口246番地 2
木村 勉 大田市温泉津町太田608番地 1
重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地 1
森川 繁実 大田市温泉津町井田ハ47番地
三島 富夫 大田市温泉津町福田イ187番地
原 和孝 大田市温泉津町福田イ 4 番地
熊谷 明 大田市温泉津町荻村62番地
笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲

監事

田才 茂信 大田市温泉津町荻村582番地
二ツ城康夫 大田市温泉津町福田口23番地 1
瀧尻 美之 大田市温泉津町井田イ451番地 2

島根県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字久谷胡麻木原イ455-1、三瓶町野城字竹ヶ迫イ456、イ457-1、三瓶町野城字久谷新鍛冶屋上イ458-1、三瓶町野城字久谷一ツ久保イ460-1、イ460-3、三瓶町野城字表屋敷上ミイ465-1、三瓶町野城字ガマン田イ518

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三瓶町野城字久谷胡麻木原イ455-1、三瓶町野城字竹ヶ迫イ456、イ457-1、三瓶町野城字久谷新鍛冶屋上イ458-1、三瓶町野城字久谷一ツ久保イ460-1、イ460-3、三瓶町野城字ガマン田イ518

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2882、2883－2、2884

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第366号

平成23年農林水産省告示第731号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
益田市匹見町道川イ1266－1	勝田 稔法	広島市安芸区瀬野川町はたが314－10
益田市左ヶ山町イ1301－1	岩本 五三郎	益田市左ヶ山町ロ217
益田市美都町山本イ42、イ43、イ1671	河野 鶴市	益田市美都町山本イ1326

島根県告示第367号

平成23年島根県告示第265号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市掛合町掛合3858-3、3859-10、3860-3	谷口 殉也	松江市東津田町1671-2

島根県告示第368号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条第2項の規定により告示する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

年 月 日	時 間	場 所	案 件
平成23年 6月20日	13時30分から	益田市波田町イ538番地1 真砂地区振興センター	馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について

島根県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

吉賀町

2 都市計画事業の種類及び名称

六日市都市計画下水道事業

吉賀町公共下水道

3 事業施行期間

平成9年11月4日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成9年島根県告示第892号、平成14年島根県告示第505号及び平成20年島根県告示第351号の事業地に鹿足郡吉賀町大字七日市及び朝倉を加える。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成23年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶2隻

係留施設及びその他船体付属物一式

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時

(1) 場所

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築西地内の馬渡橋上流約230メートルから240メートルまでの右岸）

(2) 日時

平成23年 4 月25日 9時00分から平成23年 4 月25日17時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成23年 4 月25日17時00分

(2) 場所

出雲市大社町修理免字堀川尻1685番 5

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の掲示

(2) 所有者等であることを証明する書類の掲示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

島根県出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0853-30-5632

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

東日本大震災に対処するための島根県企業局職員就業規程の特例に関する規程をここに公布する。

平成23年 5 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第8号

東日本大震災に対処するための島根県企業局職員就業規程の特例に関する規程

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）別表第16号の規定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第5号

東日本大震災に対処するための島根県病院局職員就業規程の特例に関する規程を次のように定める。

平成23年 5 月20日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

東日本大震災に対処するための島根県病院局職員就業規程の特例に関する規程

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）別表第16号の規定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年 5 月20日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年 5 月20日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 講習期日

内 容	日 時	
	講 習	期 日
	時 間	受付 午前 7 時45分から午前 8 時15分まで 講義 午前 8 時30分から午後 5 時10分まで 指示 午後 5 時10分から午後 5 時30分まで
修了考査	期 日	平成23年 7 月14日
	時 間	受付 午後 0 時45分から午後 1 時15分まで 考査 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで 発表 午後 3 時30分から午後 4 時まで

(2) 講習場所

受講手続に関する事項

(3) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

平成23年5月30日（月）から6月17日（金）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(4) 受講申込書の入手方法

ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の各警察署で受け取る。

イ インターネットにより島根県警察のホームページから印刷する。

(5) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

(6) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 受講手数料 19,000円（相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

ウ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

2 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項

(1) 講習内容

講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間

(2) 講習受講に必要な物

ア 駐車監視員資格者講習受講票（申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。）

イ 筆記用具

3 問合せ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話（0852）26-0110 内線5118、5119

島根県公安委員会告示第48号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成23年5月20日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 実施する講習

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成23年7月20日（水）から同月28日（木）まで（日曜日、土曜日を除く。）	9:00～17:00 （7月26日は18:00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成23年7月20日（水）から同月27日（水）まで（日曜日、土曜日を除く。）	9:00～17:00	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成23年7月20日（水）から同月27日（水）まで（日曜日、土曜日を除く。）	9:00～17:00	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成23年7月20日（水）から同月26日（水）まで（日曜日、土曜日を除く。）	9:00～17:00 （7月26日は18:00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成23年7月25日（月）	13:00～17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月26日（火）から28日（木）まで	9:00～17:00 （7月26日は18:00まで）	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成23年7月25日（月）	13:00～17:00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月26日（火）から27日（水）まで	9:00～17:00	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成23年7月25日（月）	13:00～17:00	
	同月26日（火）から27日（水）まで	9:00～17:00	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加警備業務4号」という。）	平成23年7月25日（月）	13:00～17:00	
	同月26日（火）	9:00～18:00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 受付期間

平成23年6月13日（月）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の各警察署

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

(ア) 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

エ 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ	新規取得講習 2号	38,000円
ウ	新規取得講習 3号	38,000円
エ	新規取得講習 4号	34,000円
オ	追加取得講習 1号	23,000円
カ	追加取得講習 2号	14,000円
キ	追加取得講習 3号	14,000円
ク	追加取得講習 4号	10,000円

7 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。